



県章

滋賀県公報

令和6年(2024年)
7月19日
号外(1)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

目次	次
○ 条 例	
※滋賀県税条例の一部を改正する条例(税政課)	5
※滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例(税政課)	10
※滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(税政課)	10
※滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例および滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例(薬務課)	11
※滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例等の一部を改正する条例(経営課)	12
※滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(病院事業庁)	15
※滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(スポーツ課)	17

公布された条例のあらまし

○ 滋賀県税条例の一部を改正する条例(条例第37号)

1 個人の県民税

- 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産とするために支出された当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金を寄附金税額控除の対象とする等の措置を講ずることとしました。(第2条による改正後の第21条の2関係)
- 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産について生ずる所得について、公益信託の委託者等が当該公益信託の信託財産に属する資産および負債を有するものとみなすこととする特例措置を廃止することとしました。(第2条による改正後の付則第4条関係)

2 法人の事業税

- 当分の間、所得等課税法人以外の法人で資本金の額または出資金の額(以下「資本金」という。)が1億円以下のもののうち、前事業年度の事業税について第37条第1項第1号アに掲げる法人(以下「外形標準課税の対象法人」という。)に該当したものであって、払込資本の額が10億円を超えるものについて、外形標準課税の対象法人とすることとしました。(第1条による改正後の付則第7条の2の2の2関係)
- 令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度(以下「最初事業年度」という。)の事業税(令和6年3月30日を含む事業年度の前事業年度の事業税について外形標準課税の対象法人に該当したものであって、同日の前日の現況により資本金1億円以下であると判定され、かつ、令和6年3月30日以後に終了した各事業年度分の事業税について第37条第1項第1号イに掲げる法人(以下「外形標準課税の対象外である法人」という。)に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。)については、(i)にかかわらず、所得等課税法人以外の法人で資本金1億円以下のもののうち、令和6年3月30日を含む事業年度の前事業年度から最初事業年度の前事業年度までのいずれかの事業年度分の事業税について外形標準課税の対象法人に該当したものであって、払込資本の額が10億円を超えるものについて、外形標準課税の対象法人とすることとしました。(改正条例付則第4項関係)
- 所得等課税法人以外の法人で資本金1億円以下のもの等のうち次に掲げる法人に該当するものについて、外形標準課税の対象法人とすることとしました。(第2条による改正後の第37条関係)
 - 特定法人(払込資本の額が50億円を超える法人および相互会社等をいう。以下同じ。)との間に当該特定法人による完全支配関係がある法人のうち払込資本の額(令和6年3月30日以後に当該法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額)が2億円を超えるもの
 - 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式および出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のもの当該法人との間に当該い

れか一のものによる完全支配関係があることとなる時の当該法人のうち払込資本の額(令和6年3月30日以後に当該法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額)が2億円を超えるもの(アに掲げる法人を除く。)

- (4) 所得等課税法人以外の法人で資本金1億円以下のもの等のうち(3)アまたはイに掲げる法人に該当するものが行う事業に対する令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について申告納付すべき事業税額(以下「令和8年度分基準法人事業税額」という。)が、当該法人を外形標準課税の対象外である法人とみなした場合に申告納付すべき事業税額(以下「比較法人事業税額」という。)を超える場合には、当該超える金額の3分の2に相当する金額は、令和8年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税について申告納付すべき事業税額(以下「令和9年度分基準法人事業税額」という。)が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の3分の1に相当する金額は、令和9年度分基準法人事業税額から控除するものとした。(改正条例付則第6項関係)
- (5) 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和6年法律第45号)の施行の日から令和9年3月31日までの間に特別事業再編計画について認定を受けた認定特別事業再編事業者である法人が、特別事業再編計画に従って行う一定の特別事業再編のための措置として他の法人の株式等の取得をし、または他の法人の株式を譲り受け、これをその取得または譲受けの日(以下「取得等の日」という。)以後引き続き有している等の一定の条件を満たす場合において、当該他の法人および当該認定特別事業再編事業者が当該特別事業再編計画の認定の申請の前日5年以内に株式等の取得等をした一定の他の法人のうち資本金1億円以下のもの等について、(3)アまたはイに掲げる法人に該当する場合であっても、取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度までの各事業年度分の事業税に限り、外形標準課税の対象外である法人とすることとしました。(第2条による改正後の付則第7条の2の2の3関係)
- (6) 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の委託者等は当該公益信託の信託財産に属する資産および負債を有するものとみなし、かつ、当該信託財産に帰せられる収益および費用は当該委託者等の収益および費用とみなすこととする特例措置を廃止することとしました。

3 地方消費税

- (1) 国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う電気通信利用役務の提供(事業者向け電気通信利用役務を除く。)のうち、国税庁長官の指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介してその対価を収受するものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなすこととしました。(第1条による改正後の第38条の16の3関係)
- (2) 新たな公益信託制度の創設に伴い、公益信託の信託財産に係る取引については、その受託者に対し、当該受託者の固有資産に係る取引とは区別して地方消費税を課する等の措置を講ずることとしました。(第2条による改正後の第38条の16、第38条の16の2関係)

4 軽油引取税

船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、専らレクリエーションの用(レクリエーションに関する事業の用を除く。)に供する船舶を適用対象から除外することとしました。(第1条による改正後の付則第10条の2の6関係)

5 その他

- (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。ただし、5(4)の一部は令和7年1月1日から、2(1)および(2)ならびに4ならびに5(2)の一部は同年4月1日から、2(3)から(5)までならびに5(2)の一部および(4)の一部は令和8年4月1日から、1(2)、2(6)および3(2)ならびに5(2)の一部および(3)は公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日から、1(1)ならびに5(2)の一部および(4)の一部は同日の属する年の翌年の1月1日から、それぞれ施行することとしました。
- (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
- (3) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。
- (4) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

○ 滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例(条例第38号)

- 1 この条例の施行後5年を目途として、滋賀県産業廃棄物税条例(平成15年滋賀県条例第6号)の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとしました。(付則関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

○ 滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例(条例第39号)

- 1 過疎地域における課税免除の適用期限を令和9年3月31日まで延長することとしました。(第3条関係)
 - 2 地方活力向上地域における課税免除および不均一課税について、次のとおり改正することとしました。
 - (1) 対象となる事業者について、特定業務施設および特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産で一定のものを新設し、または増設した一定の事業者とするともに、対象となる設備(不動産取得税の課税免除および不均一課税に係るものに限る。)について、当該特定業務児童福祉施設の用に供する減価償却資産を追加すること。(第2条関係)
 - (2) 課税免除および不均一課税の適用期限を令和8年3月31日まで延長すること。(第5条関係)
 - 3 その他
 - (1) この条例は、公布の日から施行することとしました。
 - (2) 1および2(2)は令和6年4月1日から、2(1)は同月19日から適用することとしました。
 - (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
 - (4) その他必要な規定の整備を行うこととしました。
- 滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例および滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例(条例第40号)
- 1 滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正
大麻及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)の一部改正により、大麻が同法における麻薬と位置付けられたことに伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第1条による改正後の第2条関係)
 - 2 滋賀県使用料および手数料条例の一部改正
大麻取締法(昭和23年法律第124号)の一部改正による題名の変更等に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(第2条による改正後の第2条関係)
 - 3 その他
 - (1) この条例は、大麻取締法及び大麻及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)の施行の日から施行することとしました。
 - (2) その他必要な規定の整理を行うこととしました。
- 滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例等の一部を改正する条例(条例第41号)
- 1 技術上の監督業務を行う者および水道技術管理者の資格要件を改めることとしました。(第1条による改正後の第3条および第4条関係)
 - 2 その他
 - (1) この条例は、令和7年4月1日から施行することとしました。ただし、1の一部および(2)は、公布の日から施行することとしました。
 - (2) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
 - (3) その他必要な規定の整備を行うこととしました。
- 滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第42号)
- 1 滋賀県立総合病院に、附帯事業として児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条に規定する児童発達支援センターを設置し、運営することとしました。(第14条関係)
 - 2 滋賀県立総合病院の業務内容および病床数について、滋賀県立小児保健医療センターとの統合に伴う整理を行うとともに、重症心身障害児等に対する専門的医療を推進する組織をこども医療センターと称することとしました。(別表第1関係)
 - 3 滋賀県立小児保健医療センター倫理委員会を廃止することとしました。(別表第2関係)
 - 4 滋賀県立総合病院の一般個室に係る使用料を追加し、滋賀県立小児保健医療センターに係る使用料を廃止することとしました。(別表第3関係)
 - 5 後発医薬品のある先発医薬品であって一定のものの処方等または調剤に係る使用料を設定することとしました。(別表第3関係)
 - 6 その他
 - (1) この条例は、令和7年1月1日から施行することとしました。ただし、5は、令和6年10月1日から施行することとしました。
 - (2) その他必要な規定の整理を行うこととしました。
- 滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(条例第43号)
- 1 スポーツに係る認識の変化等を踏まえ、施設の設置目的等に係る規定を見直すこととしました。(第1条および第2条関係)

- 2 新施設の供用に伴い、第2艇庫等の使用料の額および利用料金の上限額の設定その他必要な規定の整備を行うこととしました。(別表関係)
- 3 その他
 - (1) この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとしました。
 - (2) その他必要な規定の整備を行うこととしました。

条

例

滋賀県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第37号

滋賀県税条例の一部を改正する条例

第1条 滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の一部を次のように改正する。

第38条の16の2の次に次の1条を加える。

(特定プラットフォーム事業者を介して行う電気通信利用役務の提供に関するこの節の規定の適用)

第38条の16の3 消費税法第2条第1項第4号の2に規定する国外事業者が国内において行う同項第8号の3に規定する電気通信利用役務の提供(同項第8号の4に規定する事業者向け電気通信利用役務の提供に該当するものを除く。以下この条において「電気通信利用役務の提供」という。)が同法第15条の2第1項に規定するデジタルプラットフォームを介して行われるものであつて、その対価について同項に規定する特定プラットフォーム事業者(以下この条において「特定プラットフォーム事業者」という。)を介して收受するものである場合には、当該特定プラットフォーム事業者が当該電気通信利用役務の提供を行つたものとみなして、この節の規定を適用する。

付則第4条の5中「附則第4条の5第1項」を「附則第4条の7第1項」に、「附則第4条の4第1項」を「附則第4条の5第1項」に改める。

付則第5条の4の2第1項第1号中「第19項」を「第21項」に改め、同条第3項中「同条第14項」を「同条第16項」に改める。

付則第7条の2の2の次に次の1条を加える。

(事業税の納税義務者等の特例)

第7条の2の2の2 第37条第1項の規定の適用については、当分の間、同項第1号イ中「1億円以下のもの」とあるのは、「1億円以下のもの(前事業年度の事業税についてアに掲げる法人に該当したものであつて、払込資本の額(法人が株主または合名会社、合資会社もしくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令附則第6条に定める金額をいう。)が10億円を超えるものを除く。)」とする。

付則第8条第11項中「附則第3条の2の17第1項」を「附則第3条の2の18第1項」に改め、同項第2号ア中「附則第3条の2の17第2項」を「附則第3条の2の18第2項」に改め、同条第12項中「附則第7条第24項」を「附則第7条第23項」に改め、同条第15項中「附則第7条第25項」を「附則第7条第24項」に改める。

付則第10条の2の6第1項の表船舶の使用者の項中「の使用者」を「(専らレクリエーションの用(レクリエーションに関する事業の用を除く。)に供する船舶を除く。)の使用者」に改め、同条第5項中「附則第10条の2の2第11項」を「附則第10条の2の2第12項」に改める。

付則第21条第1項の表付則第5条の4の2第1項第1号の項中「第19項」を「第21項」に改め、同条第2項中「第4項までもしくは第6項から第10項までの」を「第5項までもしくは第

7項から第11項までの」に改め、同項の表付則第5条の4第1項第1号の項中「第9項」を「第10項」に改め、同表付則第5条の4の2第1項第1号の項中「第4項までもしくは第6項から第10項まで」を「第5項までもしくは第7項から第11項まで」に改める。

第2条 滋賀県税条例の一部を次のように改正する。

第21条の2第1項第3号中「および第3号に掲げる寄附金（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）ならびに」を「から第4号までに掲げる寄附金および」に改め、同号ウ中「公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条」を「公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条」に、「または教育委員会の許可」を「の認可」に、「第1条」を「第2条第1項第1号」に改める。

第37条第1項第1号イ中「ならびにこれらの法人」を「（以下イにおいて「所得等課税法人」という。）ならびに所得等課税法人」に改め、「有しないもの」の右に「（所得等課税法人以外の法人のうち次に掲げる法人に該当するものを除く。）」を加え、同号イに次のように加える。

(ア) 特定法人（払込資本の額（法人が株主または合名会社、合資会社もしくは合同会社の社員その他法人の出資者から出資を受けた金額として施行令第10条の2に定める金額をいう。以下(イ)および(イ)において同じ。）が50億円を超える法人（イに掲げる法人を除く。）および保険業法に規定する相互会社（これに準ずるものとして施行令第10条の3に定めるものを含む。）をいう。以下(ア)および(イ)において同じ。）との間に当該特定法人による完全支配関係（法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下(ア)および(イ)において同じ。）がある法人のうち払込資本の額（令和6年3月30日以後に当該法人と当該特定法人との間に完全支配関係（当該法人以外の特定法人による完全支配関係に限る。）がある場合その他施行令第10条の4第1項に定める場合において、当該法人が剰余金の配当（払込資本の額のうち施行令第10条の5に定める額の減少に伴うものに限る。以下(ア)および(イ)において同じ。）または出資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当または出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額）が2億円を超えるもの

(イ) 法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式および出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものとの間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときの当該法人のうち払込資本の額（令和6年3月30日以後に、特定親法人（当該事業年度において当該法人と他の法人との間に当該他の法人による完全支配関係がある場合における当該他の法人をいう。以下(イ)において同じ。）と当該法人との間に当該特定親法人による完全支配関係があり、かつ、当該法人との間に完全支配関係がある全ての特定法人が有する株式および出資の全部を当該全ての特定法人のうちいずれか一のものがあるものとみなした場合において当該いずれか一のものとの間に当該いずれか一のものによる完全支配関係があることとなるときその他施行令第10条の4第2項に定める場合）、当該法人が剰余金の配当または出

資の払戻しをしたときは、当該剰余金の配当または出資の払戻しにより減少した払込資本の額を加算した額が2億円を超えるもの(ア)に掲げる法人を除く。)

第38条の16第1項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

第38条の16の2の見出し中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改め、同条第1項中「以下この条において同じ。」の受託者を「) または公益信託(同法第12条第4項第2号に規定する公益信託をいう。)(以下この条において「法人課税信託等」という。)の受託者」に、「法人課税信託の信託資産等」を「法人課税信託等の信託資産等」に改め、同条第2項から第4項までの規定および同条第6項中「法人課税信託」を「法人課税信託等」に改める。

付則第4条を次のように改める。

第4条 削除

付則第4条の2中「第10項」を「第12項」に、「第11項」を「第13項」に、「同条第12項」を「同条第14項」に、「法人を」を「者を」に改める。

付則第7条の2の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(事業税の納税義務者等の特例)」を付し、同条中「附則第6条」を「附則第5条の7」に改め、同条の次に次の1条を加える。

第7条の2の2の3 新たな事業の創出及び産業への投資を促進するための産業競争力強化法等の一部を改正する法律(令和6年法律第45号)の施行の日から令和9年3月31日までの間に産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第24条の2第1項に規定する特別事業再編計画(以下この条において「特別事業再編計画」という。)について同項の認定を受けた同法第24条の3第1項に規定する認定特別事業再編事業者である法人(以下この条において「認定特別事業再編事業者」という。)が、当該認定に係る特別事業再編計画(同項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて行う同法第2条第18項に規定する特別事業再編(生産性の向上および需要の開拓に特に資するものとして総務大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この条において「特別事業再編」という。)のための措置(同項第3号、第4号および第6号に掲げる措置に限る。)として他の法人の株式もしくは出資(以下この条において「株式等」という。)の取得をし、または他の法人の株式を譲り受け、これをその取得または譲受けの日(以下この条において「取得等の日」という。)以後引き続き有しており、かつ、取得等の日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係(法人税法第2条第12号の7の6に規定する完全支配関係をいう。以下この条において同じ。)がある場合(その取得または譲受けに係る対価の額が100億円を超える金額または1億円に満たない金額である場合を除く。)において、当該他の法人(以下この条において「対象法人」という。)および当該認定特別事業再編事業者が産業競争力強化法第24条の2第1項の認定の申請の日前5年以内に他の法人の株式等の取得をし、または他の法人の株式を譲り受け、これをその取得または譲受けの日以後引き続き有しており、かつ、同日以後継続して当該他の法人との間に完全支配関係がある場合における当該他の法人(当該他の法人が当該特別事業再編のための措置を行う場合における当該他の法人のうち総務省令で定めるものに限る。以下この条において「5年以内株式等取得等法人」という。)の行う事業に対

する第37条第1項の規定の適用については、対象法人または5年以内株式等取得等法人の取得等の日を含む事業年度から当該取得等の日以後5年を経過する日を含む事業年度(同法第24条の3第2項または第3項の規定により同法第24条の2第1項の認定が取り消された場合には、その取り消された日を含む事業年度の前事業年度)までの各事業年度分の事業税に限り、第37条第1項第1号イ(ア)および(イ)中「2億円を超えるもの」とあるのは、「2億円を超えるもの(付則第7条の2の2の3に規定する対象法人および同条に規定する5年以内株式等取得等法人を除く。)」とする。

付則第7条の2の3および付則第7条の2の4を削り、付則第7条の2の5を付則第7条の2の3とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中滋賀県税条例付則第5条の4の2第1項第1号および第3項ならびに第21条第1項および第2項の改正規定 令和7年1月1日
 - (2) 第1条中滋賀県税条例付則第7条の2の2の次に1条を加える改正規定ならびに同条例付則第10条の2の6第1項および第5項の改正規定ならびに付則第3項、第4項および第9項の規定 令和7年4月1日
 - (3) 第2条中滋賀県税条例第37条第1項第1号イの改正規定ならびに同条例付則第7条の2の2の2の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条の改正規定および同条の次に1条を加える改正規定ならびに付則第5項および第6項の規定 令和8年4月1日
 - (4) 第2条中滋賀県税条例第38条の16第1項ならびに第38条の16の2の見出しならびに同条第1項から第4項までおよび第6項の改正規定ならびに同条例付則第4条の改正規定ならびに同条例付則第7条の2の3および第7条の2の4を削り、同条例付則第7条の2の5を付則第7条の2の3とする改正規定ならびに付則第8項および第10項の規定 公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)の施行の日
 - (5) 第2条中滋賀県税条例第21条の2第1項第3号の改正規定および同条例付則第4条の2の改正規定ならびに次項の規定 前号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日
(県民税に関する経過措置)
- 2 所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前項第5号に掲げる規定による改正後の滋賀県税条例第21条の2第1項(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第3号中「寄附金および」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第8号)附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」および」とする。
(事業税に関する経過措置)
- 3 第1条の規定による改正後の滋賀県税条例(次項ならびに付則第7項および第9項において

「新条例」という。)付則第7条の2の2の2の規定は、付則第1項第2号に掲げる規定の施行の日(以下この項、次項および付則第9項において「2号施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、2号施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

4 2号施行日以後最初に開始する事業年度(以下この項において「最初事業年度」という。)の事業税(令和6年3月30日を含む事業年度の前事業年度の事業税について第1条の規定による改正前の滋賀県税条例第37条第1項第1号アに掲げる法人に該当したものであって、同日の前日の現況により資本金の額または出資金の額が1億円以下であると判定され、かつ、令和6年3月30日から最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了した各事業年度分の事業税について同号イに掲げる法人に該当したものの行う事業に対する事業税を除く。)に係る新条例付則第7条の2の2の2の規定の適用については、同条中「前事業年度」とあるのは、「令和6年3月30日を含む事業年度の開始の日の前日から滋賀県税条例の一部を改正する条例(令和6年条例第37号)付則第4項に規定する最初事業年度の開始の日の前日までの間に終了したいずれかの事業年度分」とする。

5 第2条の規定による改正後の滋賀県税条例(次項において「8年新条例」という。)第37条第1項(第1号に係る部分に限る。)ならびに付則第7条の2の2の2および第7条の2の2の3の規定は、付則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

6 8年新条例第37条第1項第1号イ(8年新条例付則第7条の2の2の2の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する所得等課税法人以外の法人で資本金の額もしくは出資金の額が1億円以下のものまたは同号イに規定する所得等課税法人以外の法人で資本もしくは出資を有しないもののうち同号イ(ア)または(イ)に掲げる法人に該当するものが行う事業に対する地方税法等の一部を改正する法律(令和6年法律第4号。付則第8項において「改正法」という。)附則第8条第2項に規定する令和8年度分基準法人事業税額(以下この項において「令和8年度分基準法人事業税額」という。)が、当該法人が行う事業に対する同条第2項に規定する比較法人事業税額(以下この項において「比較法人事業税額」という。)を超える場合には、当該超える金額の3分の2に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額)は、令和8年度分基準法人事業税額から控除するものとし、当該法人が行う事業に対する同条第2項に規定する令和9年度分基準法人事業税額(以下この項において「令和9年度分基準法人事業税額」という。)が、比較法人事業税額を超える場合には、当該超える金額の3分の1に相当する金額(当該金額に100円未満の端数がある場合または当該金額の全額が100円未満である場合には、当該端数金額または当該全額を切り上げた金額)は、令和9年度分基準法人事業税額から控除するものとする。

(地方消費税に関する経過措置)

7 新条例第38条の16の3の規定は、令和7年4月1日以後に国内(地方税法(昭和25年法律第

226号)の施行地をいう。以下この項において同じ。)において行われる電気通信利用役務の提供(同条に規定する電気通信利用役務の提供をいう。以下この項において同じ。)について適用し、同日前に国内において行われた電気通信利用役務の提供については、なお従前の例による。

- 8 付則第1項第4号に掲げる規定による改正後の滋賀県税条例第38条の16第1項および第38条の16の2の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に効力が生ずる改正法附則第1条第10号に掲げる規定による改正後の地方税法第72条の80第1項ただし書に規定する公益信託(公益信託に関する法律附則第4条第1項に規定する移行認可(以下この項において「移行認可」という。)を受けた信託を含む。)について適用し、同日前に効力が生じた同法による改正前の公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第1条に規定する公益信託(移行認可を受けたものを除く。)については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)

- 9 新条例付則第10条の2の6第1項(同項の表船舶(専らレクリエーションの用(レクリエーションに関する事業の用を除く。)に供する船舶を除く。)の使用者の項に係る部分に限る。)の規定は、2号施行日以後の軽油の引取りに対して課すべき軽油引取税について適用し、2号施行日以前の軽油の引取りに対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

(滋賀県税条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 10 滋賀県税条例の一部を改正する条例(平成19年滋賀県条例第30号)の一部を次のように改正する。

付則第8項中「を除く」を「および公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)附則第4条第1項に規定する移行認可を受けたものを除く」に改める。

滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第38号

滋賀県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例

滋賀県産業廃棄物税条例(平成15年滋賀県条例第6号)の一部を次のように改正する。

付則第3項中「平成31年滋賀県条例第19号」を「令和6年滋賀県条例第38号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第39号

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例(昭和41年滋賀県条例第14号)の一部を次

のように改正する。

第2条第7号中「特定業務施設」の右に「および同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるもの」を加える。

第3条第1項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

第5条第1項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に改め、同項第1号中「、第3種特別償却設備」の右に「(同法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設の用に供するものに限る。以下この号および次項において「特定第3種特別償却設備」という。)」を加え、「第3種特別償却設備に」を「特定第3種特別償却設備に」に改め、同条第3項中「第3種特別償却設備に」を「特定第3種特別償却設備に」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例(第2条第7号ならびに第5条第2項第1号および第3項の改正規定を除く。)による改正後の滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例第3条第1項ならびに第5条第1項および第2項の規定は、令和6年4月1日から適用する。
- 3 この条例(前項に規定する改正規定に限る。)による改正後の滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例(次項において「新条例」という。)第2条第7号ならびに第5条第2項第1号および第3項の規定は、令和6年4月19日から適用する。

(経過措置)

- 4 新条例第5条の規定は、令和6年4月19日以後に新設され、または増設された新条例第2条第7号に規定する第3種特別償却設備に係る県税について適用し、同日前に新設され、または増設されたこの条例による改正前の滋賀県税の課税免除および不均一課税に関する条例第2条第7号に規定する第3種特別償却設備に係る県税については、なお従前の例による。

滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例および滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第40号

滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例および滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

(滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例の一部改正)

第1条 滋賀県薬物の濫用の防止に関する条例(平成27年滋賀県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「第2条第1号」を「第2条第1項第1号」に、「同条第4号」を「同項第4号」に、「同条第6号」を「同項第6号」に改

め、同号を同条第2号とし、同条中第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条第1項および第2項中「第2条第7号」を「第2条第6号」に改める。

第10条第1項中「第6号」を「第5号」に改める。

第15条中「第2条第7号」を「第2条第6号」に改める。

(滋賀県使用料および手数料条例の一部改正)

第2条 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第7号中「大麻取締法に」を「大麻草の栽培の規制に関する法律に」に、「大麻取締法(昭和23年法律第124号)第5条第1項の規定に基づく大麻取扱者免許の申請に対する審査の手数料

研究者			を
	1件につき	6,500円	
栽培者			」
	1件につき	8,200円	

「大麻草の栽培の規制に関する法律(昭和23年法律第124号。以下この号において「法」という。)第5条第1項の規定に基づく免許の申請に対する審査の手数料

1件につき	8,200円	」
-------	--------	---

「大麻取締法第10条第5項」を「法第6条第3項」に、「大麻取扱者の」を「大麻草採取栽培者名簿の」に、「大麻取締法第10条第6項」を「法第7条第3項」に、「大麻取扱者免許証」を「免許証」に改める。

付 則

この条例は、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律(令和5年法律第84号)の施行の日から施行する。

滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第41号

滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例等の一部を改正する条例

(滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部改正)

第1条 滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例(平成23年滋賀県条例第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「。)の」を「。)において」に改め、「において衛生工学または水道工学

に関する学科目」を削り、「第6号」を「第8号」に、「2年以上水道」を「3年以上水道、工業用水道、下水道、道路または河川（以下この条において「水道等」という。）」に改め、「もの」の右に「（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第2号中「の土木工学科」を「において機械工学科もしくは電気工学科」に、「これ」を「これら」に改め、「において衛生工学および水道工学に関する学科目以外の学科目」を削り、「第6号」を「第8号」に、「3年以上水道」を「4年以上水道等」に改め、「もの」の右に「（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第3号中「高等専門学校」の右に「（次号において「短期大学等」という。）」を、「者を含む。」の右に「次号において同じ。」を加え、「次条第2号および第4号」を「次号および次条」に、「水道」を「水道等」に改め、「もの」の右に「（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条第8号中「水道に」を「水道等に」に改め、「もの」の右に「（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条を同条第10号とし、同条第7号中「もしくは第2号に規定する課程および学科目または第3号もしくは第4号」を「から第6号まで」に、「年数以上水道」を「水道等」に改め、「経験」の右に「に係る年数以上当該経験」を、「もの」の右に「（それぞれ当該各号に規定する水道等に関する技術上の実務に従事した経験に係る年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条を同条第9号とし、同条第6号中「は1年」を「は2年」に、「2年以上水道」を「3年以上水道等」に改め、「もの」の右に「（第1号卒業生については1年以上、第2号卒業生については1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条を同条第8号とし、同条第5号中「水道」を「水道等」に改め、「者」の右に「（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条を同条第7号とし、同条第4号中「中等教育学校」の右に「（次号において「高等学校等」という。）」を加え、「水道」を「水道等」に改め、「もの」の右に「（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）」を加え、同条を同条第5号とし、同条の次に次の1号を加える。

- (6) 高等学校等において機械科もしくは電気科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後、8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

第3条第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 短期大学等において機械科もしくは電気科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、当該卒業をした後、6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）であること。

第3条に次の1号を加える。

- (11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項および第2項の規定による土木

施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの(1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。)であること。

第4条第1号を次のように改める。

- (1) 前条第1号、第3号または第5号に規定する学校において土木工学科もしくは土木科またはこれらに相当する課程(以下この条において「土木課程」という。)を修めて卒業した者(土木課程を修めて専門職大学前期課程を修了した者を含む。)であって、当該卒業をした後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については3年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(専門職大学前期課程を修了した者を含む。)については5年以上、同条第5号に規定する学校を卒業した者については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

第4条第2号中「または第4号」を「または第5号」に改め、「土木工学以外の」を削り、「に関する学科目」を「の課程」に、「学科目(」を「課程(土木課程を除く。)」に、「理系学科目」を「理系課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第4号中「および第4号」を「および第5号」に、「関する学科目」を「関する課程」に、「学科目以外の学科目」を「課程以外の課程」に、「文系学科目」を「文系課程」に、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同条第5号中「学科目に相当する学科目」を「課程に相当する課程」に改め、同号の表を次のように改める。

土木課程	前条第1号に規定する学校	3年
	前条第3号に規定する学校	5年
	前条第5号に規定する学校	7年
理系課程	前条第1号に規定する学校	4年
	前条第3号に規定する学校	6年
	前条第5号に規定する学校	8年
文系課程	前条第1号に規定する学校	5年
	前条第3号に規定する学校	7年
	前条第5号に規定する学校	9年

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣および環境大臣」に改め、同条に次の2号を加える。

- (7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道および工業用水道を選択した者に限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。
- (8) 建設業法施行令第34条第1項および第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術

検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するものであること。

(滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例の一部を改正する条例(平成31年滋賀県条例第47号)の一部を次のように改正する。

付則第2項中「改正後の第3条第8号」を「滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例第3条第10号および第4条第7号」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例第4条第6号の改正規定および次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に第1条の規定による改正前の滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例第4条第6号に規定する講習の課程を修了している者は、第1条の規定による改正後の滋賀県水道法に基づく技術上の監督業務を行う者を置く水道の布設工事等を定める条例第4条第6号に規定する講習の課程を修了した者とみなす。

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第42号

滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県病院事業の設置等に関する条例(昭和51年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項本文中「算定方法」の右に「(以下「診療報酬の算定方法」という。)」を加える。

第14条第1項中「滋賀県立小児保健医療センター」を「滋賀県立総合病院」に改める。

別表第1 滋賀県立総合病院の項業務内容の欄に次の4号を加える。

- (7) 小児の保健に関すること。
- (8) 専門的な療育相談、発達相談および小児の保健指導に関すること。
- (9) 小児の専門的医療および機能訓練に関すること。
- (10) 小児の医療から成人の医療に移行する間の医療に関すること。

別表第1 滋賀県立総合病院の項病床数の欄中「535床」を「635床」に改め、同表滋賀県立小児保健医療センターの項を削り、同表に注として次のように加える。

注 滋賀県立総合病院の業務内容のうち重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。)等に対する専門的医療を推進する組織をこども医療センターと称

する。

別表第2 滋賀県立小児保健医療センター倫理委員会の項を削る。

別表第3 使用料の表個室の項を次のように改める。

個室	滋賀県立総合病院	特別室	1日につき	17,600 ^円
		一般個室A	同	8,200
		一般個室B	同	3,200
		緩和ケア個室A	同	8,800
		緩和ケア個室B	同	7,700

別表第3 使用料の表長期入院（健康保険法第63条第2項第4号および高齢者の医療の確保に関する法律第64条第2項第4号の選定療養として厚生労働大臣が定める入院期間が180日を超えた日以後の入院およびその療養に伴う世話その他の看護をいう。以下同じ。）の項中「第63条第2項第4号」を「第63条第2項第5号」に、「第64条第2項第4号」を「第64条第2項第5号」に改め、同項の次に次のように加える。

保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第7条の2に規定する後発医薬品（以下「後発医薬品」という。）のある同条に規定する新医薬品等（昭和42年9月30日以前の薬事法（昭和35年法律第145号）の規定による製造の承認（以下「旧承認」という。）に係る医薬品であつて、当該医薬品とその有効成分、分量、用法、用量、効能および効果が同一性を有するものとして、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第14条または第19条の2の規定による製造販売の承認（旧承認を含む。）がなされたものがあるものを含む。以下「先発医薬品」という。）であつて別に厚生労働大臣が定めるものの処方等または調剤（別に厚生労働大臣が定める場合を除く。）	処方等または調剤 1回につき	先発医薬品の薬価から当該先発医薬品の後発医薬品の薬価を控除して得た価格に4分の1を乗じて得た価格を用いて診療報酬の算定方法の例により算定した点数につき1点を10円として算出した額に当該額に100分の10を超えない範囲内において病院事業庁長が別に定
---	-------------------	---

	める率を乗じて得た額を加えた額
--	-----------------

付 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。ただし、第6条第1項の改正規定および別表第3使用料の表の改正規定（同表個室の項の改正規定を除く。）は、令和6年10月1日から施行する。

 滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年7月19日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第43号

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例（平成8年滋賀県条例第44号）の一部を次のように改正する。

第1条中「県民の心身の健全な発達と体育・スポーツの普及振興を図る」を「スポーツの普及振興を図るとともに、県民の心身の健康づくりに資する」に改める。

第2条第1号中「斜路、棧橋」を「陸置場、棧橋、会議室」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) スポーツの普及振興を図るための各種の行事の実施

別表第1項の表を次のように改める。

区 分		金 額			
		1室1年につき	1艇1年につき		
			上 段	中 段	下 段
第1艇庫	1-1	1,893,000 円	99,000 円	132,000 円	165,000 円
	1-2				
	1-3	948,000			
	1-4				
	1-5				
	1-6				
	1-7				
	1-8	—			
2-1	1,080,000	56,000	76,000	93,000	
2-2	540,000				
2-3					
2-4					

	2-5	1,080,000			
	2-6	920,000			
	2-7	540,000			
	2-8	139,000			
第2艇庫		872,000			—

別表第3項を同表第5項とし、同表第2項中「斜路および」を削り、同項を同表第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 会議室

区 分	金 額		
	午 前	午 後	夜 間
	午前8時30分から 午後零時30分まで	午後1時から午後 5時まで	午後5時30分から 午後7時まで
会 議 室	1時間につき 630円	1時間につき 860円	1時間につき 1,260円

別表第1項の次に次の1項を加える。

2 陸置場

区 分	金 額
1 日 使 用 料	1艇1日につき 900 円
月 間 使 用 料	1艇1月につき 5,800
年 間 使 用 料	1艇1年につき 50,000

別表注2中「斜路または棧橋」を「陸置場、棧橋または会議室」に改め、同表注3中「斜路および」を削り、同表注4中「1月と」を「その端数を1月と」に改め、同表中注6を注8とし、注5を注7とし、注4の次に次のように加える。

5 陸置場について、月間使用料をもって計算する場合の使用期間に1月未満の端数があるときはその端数を1月として、年間使用料をもって計算する場合の使用期間に1年未満の端数があるときはその端数を1年として計算する。

6 会議室の使用時間がこの表に定める使用時間を超える場合（この表に定める使用時間の区分にわたって引き続き使用する場合を除く。）は、午前8時30分以前の場合は午前、午後零時30分から午後1時までの場合は午後、午後5時から午後5時30分までおよび午後7時以降の場合は夜間とし、その区分に従いこの表を適用する。この場合において、超過時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。

付 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。